

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
に当たるときは、
その翌日)

目 次

◇ 規 則

職員^の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日^を定める規則

現業職員^の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員^の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

証人、参考人、鑑定人等^に対し支給する費用弁償^の額を定める規則及び職員^の退職手当^の支給に関する規則の一部を改正する規則

◇ 教委規則

現業職員^の給与に関する規則の一部を改正する規則
鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

規 則

職員^の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日^を定める規則
をここに公布する。

昭和六十年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十一号

職員^の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日^を定める規則

職員^の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和六十年十二月鳥取県条例第三十八号）の施行期日は、昭和六十年十二月二十六日とする。

昭和六十年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十二号

現業職員^の給与に関する規則の一部を改正する規則

第一条 現業職員^の給与に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「職務の等級分類表」を「級別職務分類表」に改める。
第二条の二第二項中「職務の等級」を「職務の級」に改める。

別表第一 (第二条関係)

現 業 職 給 料 表

職務の級	特 1 級	1 級	2 級	3 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	—	132,200	92,700	—
2	227,500	139,000	95,500	85,800
3	236,100	145,800	98,600	88,300
4	244,900	152,700	101,700	90,800
5	253,800	159,700	105,200	92,700
6	262,900	166,600	109,100	95,500
7	272,000	173,400	113,200	98,600
8	281,100	180,000	118,800	101,700
9	290,200	185,600	125,100	105,200
10	299,300	199,600	132,100	109,100
11	308,300	207,200	138,500	113,200
12	317,300	214,600	143,700	117,200
13	326,200	221,700	148,800	125,100
14	334,600	234,100	159,700	132,100
15	342,900	242,300	166,600	138,500
16	349,700	250,700	173,400	143,700
17	356,000	259,200	180,000	148,800
18	360,200	267,800	185,600	159,700
19	364,100	276,400	191,100	166,600
20	368,000	285,000	207,200	173,400
21	371,800	293,500	214,600	180,000
22	375,600	301,400	221,700	185,600
23		308,700	228,800	191,100
24		314,700	235,800	196,400
25		320,200	242,800	201,600
26		324,200	249,500	206,800
27		328,000	256,100	211,500
28		331,800	262,000	216,000
29		335,600	267,700	220,500
30		339,300	271,900	224,600
31		342,900	275,500	228,000
32		346,500	279,000	231,200
33			281,600	233,600
34			284,200	236,000
35			286,800	238,400
36			289,300	240,700
37			291,800	243,000
38			294,300	

第三条の見出しを「(職務の級)」に改め、同条中「職務の等級」を「職務の級」に、「職務の等級分類表」を「級別職務分類表」に改める。
 第三条の二第三項及び第四項を削り、同条第五項中「職員の下に「昇格及び」を加え、同項を同条第三項とする。
 別表第一を次のように改める。

別表第一 (第二条関係)

現 業 職 給 料 表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	85,800	161,500	200,000	243,200
2	88,300	168,900	207,900	251,800
3	90,800	176,300	215,600	260,500
4	92,700	184,000	223,100	269,200
5	95,500	191,800	230,600	277,900
6	98,600	199,600	238,000	286,600
7	101,700	215,600	242,300	295,300
8	105,200	223,100	250,700	303,700
9	109,100	230,600	259,200	311,600
10	113,200	238,000	267,800	317,300
11	117,200	242,300	276,400	326,200
12	125,100	250,700	285,000	334,600
13	132,100	259,200	293,500	342,900
14	138,500	267,800	301,400	349,700
15	143,700	276,400	308,700	356,000
16	152,700	285,000	314,700	360,200
17	159,700	293,500	320,200	364,100
18	166,600	301,400	325,000	368,000
19	173,400	308,700	330,500	371,800
20	180,000	314,700	335,600	375,600
21	185,600	320,200	339,900	
22	199,600	324,200	343,800	
23	207,200	328,000	347,600	
24	214,600	331,800	351,300	
25	221,700	335,600	355,000	
26	230,600	339,300		
27	238,000	342,900		
28	245,400	346,500		
29	252,800			
30	260,000			
31	266,800			
32	273,500			
33	279,100			
34	284,200			
35	288,900			
36	292,600			
37	296,200			
38	299,300			
39	302,200			
40	305,100			
41	308,000			
42	310,900			
43	313,700			
44	316,500			

別表第一の三中「職務の等級」を「職務の級」に、「特1等級」を「1級」に、「1等級」を「1級」に、「2等級」を「2級」に、「3等級」を「3級」に改める。
別表第二中「職務の等級分類表」を「級別職務分類表」に、「職務の等級」を「職務の級」に、「特1等級」を「1級」に、「1等級」を「特1級」に、「2等級」を「2級」に、「3等級」を「3級」に改める。

「1級」に、「2等級」を「2級」に、「3等級」を「3級」に改める。
別表第三中「九〇、七〇〇円」を「九五、五〇〇円」に改める。
第二条 現業職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。
別表第一を次のように改める。

別表第一の三 (第二条の二関係)

給料の調整額の定額表

職務の級	定 額
1 級	2,075円。ただし、1号給から11号給まで 975円 12号給から15号給まで 1,328円 16号給から21号給まで 1,650円 22号給から25号給まで 1,989円
2 級	2,273円。ただし、1号給から6号給まで 1,989円 7号給から10号給まで 2,075円
3 級	2,357円。ただし、1号給から6号給まで 2,075円 7号給から17号給まで 2,273円
4 級	2,532円。ただし、1号給から9号給まで 2,357円

別表第一の三を次のように改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二(第二条、第三条関係)

級別職務分類表

職務の級	職 務
一 級	自動車整備士、運転士、守衛、交換手、印刷技手、技工、工業 技手、畜産技手、蘭検技手、道路技手、ボイラー技手、機械技手、

四級	困難な業務を行う現業主幹の職務	調理師、農業技手、林業技手、調理員、医療助手、現業主事、用務員、寮母、寮父、医療計算士又は検査助手の職務
三級	一 現業主幹の職務 二 困難な業務を行う車庫長、車庫主任、守衛長、副守衛長、交換室長、印刷技手長又は用務主任の職務	一 車庫長、車庫主任、守衛長、副守衛長、交換室長、印刷技手長又は用務主任の職務 二 主任の職務
二級		
一級		

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条並びに附則第六項及び第十項の規定は、昭和六十一年一月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の現業職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、昭和六十年七月一日から適用する。(職務の級への切替え)
- 昭和六十年七月一日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する職員であつて同日においてその者が属していた職務の等級(以下「旧等級」という。)が附則別表第一に掲げられているものの切替日における職務の級は、旧等級に対応する同表の職務の級欄に定める職務の級とする。(最高号給等の切替え等)

4 切替日の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額は、切替日の前日におけるその者の号給又は給料月額に対応する附則別表第二の新号給等欄に定める号給又は給料月額とし、これらを受ける期間に通算されることとなる期間は、知事が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

5 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間において、第一条の規定による改正前の現業職員の給与に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、知事が定める職員の改正後の規則の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、知事が定める。

(期間の通算)

6 職員の昭和六十一年一月一日における号給又は給料月額を受ける期間に通算されることとなる期間は、知事が定める。

(給与の内払)

7 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に關し必要な事項は、知事が定める。

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

9 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三人事課の項部長専決事項の欄第七号(一)中「職務の等級」を「職務の級」に改める。

(現業職員の給与に關する規則の一部を改正する規則の一部改正)

10 現業職員の給与に關する規則の一部を改正する規則(昭和五十二年一月鳥取県規則第五号)の一部を次のように改正する。

附則第八項中「特一等級」を「上位の職務の級」に改める。

附則第十項中「一等級」を「二級」に、「職務の等級」を「職務の級」に改め、「昭和五十一年九月三十日において一等級の最高の号給若しくは最高の号給を超える給料月額を受けている職員の同年十月一日以降に於ける最初の昇給又は」を削る。

附則別表第一 職務の級への切替表(附則第三項関係)

旧 等 級	職 務 の 級
特 1 等 級	特 1 級
1 等 級	1 級
2 等 級	2 級
3 等 級	3 級

附則別表第二 最高号給等の切替表 (附則第四項関係)

特 1 等 級		1 等 級		2 等 級		3 等 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
20号給	20号給	30号給	30号給	38号給	38号給	37号給	37号給
354,000 ^円	21号給	326,500 ^円	31号給	282,400 ^円	296,800 ^円	233,400 ^円	245,300 ^円
357,800	22号給	330,100	32号給	284,800	299,300	235,600	247,600
361,600	379,400 ^円	333,700	350,100 ^円	287,200	301,800	237,800	249,900
365,400	383,200	337,300	353,700	289,600	304,300	240,000	252,200
369,200	387,000	340,900	357,300	292,000	306,800	242,200	254,500

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十三号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則(昭和三十九年二月鳥取県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表の第一号中「・公害苦情相談員」及び「・水産資源保護指導吏員」を削り、同表の第二号中「・統計主事」を削る。

附 則

この規則は、昭和六十一年一月一日から施行する。

証人、参考人、鑑定人等に対し支給する費用弁償の額を定める規則及び職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十四号

証人、参考人、鑑定人等に対し支給する費用弁償の額を定める規則
及び職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

(証人、参考人、鑑定人等に対し支給する費用弁償の額を定める規則の一部改正)

第一条 証人、参考人、鑑定人等に対し支給する費用弁償の額を定める規則(昭和四十五年七月鳥取県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

本則の表中「六等級」を「二級」に、「七等級」を「一級」に、「二号給以下」を「一号給」に、「職務の等級」を「職務の級」に、「四等級」を「四級」に改める。

(職員の退職手当の支給に関する規則の一部改正)

第二条 職員の退職手当の支給に関する規則(昭和五十一年三月鳥取県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

様式第三号中「差控」を「控」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年十二月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

鳥取県教育委員会規則第四号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

第一条 現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「職務の等級分類表」を「級別職務分類表」に改める。

第二条の二第二項中「職務の等級」を「職務の級」に改める。

第三条第一項中「職務の等級」を「職務の級」に、「改訂する」を「改定する」に改め、同条第二項中「職務の等級」を「職務の級」に、「職員の等級」を「職員の職務の級」に、「職務の等級分類表」を「級別職務分類表」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「職員の」の下に「昇格及び」を加え、同項を同条第四項とする。
別表第一を次のように改める。

別表第一 (第二条関係)

現 業 職 給 料 表

職務の級	特 1 級	1 級	2 級	3 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	—	132,200	92,700	—
2	227,500	139,000	95,500	85,800
3	236,100	145,800	98,600	88,300
4	244,900	152,700	101,700	90,800
5	253,800	159,700	105,200	92,700
6	262,900	166,600	109,100	95,500
7	272,000	173,400	113,200	98,600
8	281,100	180,000	118,800	101,700
9	290,200	185,600	125,100	105,200
10	299,300	199,600	132,100	109,100
11	308,300	207,200	138,500	113,200
12	317,300	214,600	143,700	117,200
13	326,200	221,700	148,800	125,100
14	334,600	234,100	159,700	132,100
15	342,900	242,300	166,600	138,500
16	349,700	250,700	173,400	143,700
17	356,000	259,200	180,000	148,800
18	360,200	267,800	185,600	159,700
19	364,100	276,400	191,100	166,600
20	368,000	285,000	207,200	173,400
21	371,800	293,500	214,600	180,000
22	375,600	301,400	221,700	185,600
23		308,700	228,800	191,100
24		314,700	235,800	196,400
25		320,200	242,800	201,600
26		324,200	249,500	206,800
27		328,000	256,100	211,500
28		331,800	262,000	216,000
29		335,600	267,700	220,500
30		339,300	271,900	224,600
31		342,900	275,500	228,000
32		346,500	279,000	231,200
33			281,600	233,600
34			284,200	236,000
35			286,800	238,400
36			289,300	240,700
37			291,800	243,000
38			294,300	

別表第一の三中「職務の等級」を「職務の級」に、「特1等級」を「特1級」に、「1特級」を「1級」に、「2等級」を「2級」に、「3特級」を「3級」に改める。

別表第二中「職務の等級分類表」を「級別職務分類表」に、「職務の等級」を「職務の級」に、「特1等級」を「特1級」に、「1等級」を「1級」に、「2等級」を「2級」に、「3等級」を「3級」に改める。
別表第三の表を次のように改める。

学 歴 免 許	初 任 給
高 校 卒	九五、五〇〇円
中 学 卒	八八、三〇〇円

第二条 現業職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。
別表第一を次のように改める。

別表第一 (第二条関係)

現 業 職 給 料 表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	85,800	161,500	200,000	243,200
2	88,300	168,900	207,900	251,800
3	90,800	176,300	215,600	260,500
4	92,700	184,000	223,100	269,200
5	95,500	191,800	230,600	277,900
6	98,600	199,600	238,000	286,600
7	101,700	215,600	242,300	295,300
8	105,200	223,100	250,700	303,700
9	109,100	230,600	259,200	311,600
10	113,200	238,000	267,800	317,300
11	117,200	242,300	276,400	326,200
12	125,100	250,700	285,000	334,600
13	132,100	259,200	293,500	342,900
14	138,500	267,800	301,400	349,700
15	143,700	276,400	308,700	356,000
16	152,700	285,000	314,700	360,200
17	159,700	293,500	320,200	364,100
18	166,600	301,400	325,000	368,000
19	173,400	308,700	330,500	371,800
20	180,000	314,700	335,600	375,600
21	185,600	320,200	339,900	
22	199,600	324,200	343,800	
23	207,200	328,000	347,600	
24	214,600	331,800	351,300	
25	221,700	335,600	355,000	
26	230,600	339,300		
27	238,000	342,900		
28	245,400	346,500		
29	252,800			
30	260,000			
31	266,800			
32	273,500			
33	279,100			
34	284,200			
35	288,900			
36	292,600			
37	296,200			
38	299,300			
39	302,200			
40	305,100			
41	308,000			
42	310,900			
43	313,700			
44	316,500			

別表第一の三 (第二条の二関係)

給料の調整額の定額表

職務の級	定 額
1 級	2,075円。ただし、1号給から11号給まで 975円 12号給から15号給まで 1,328円 16号給から21号給まで 1,650円 22号給から25号給まで 1,989円
2 級	2,273円。ただし、1号給から6号給まで 1,989円 7号給から10号給まで 2,075円
3 級	2,357円。ただし、1号給から6号給まで 2,075円 7号給から17号給まで 2,273円
4 級	2,532円。ただし、1号給から9号給まで 2,357円

別表第一の三を次のように改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二(第二条、第三条関係)

級別職務分類表

職務の級	職
	務

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条並びに附則第六項及び第九項の規定は、昭和六十一年一月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の現業職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、昭和六十年七月一日から適用する。(職務の級への切替え)

3 昭和六十年七月一日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する職員であつて同日においてその者が属していた職務の等級(以下「旧等級」という。)が附則別表第一に掲げられているものの切替日における職務の級は、旧等級に対応する同表の職務の級欄に定める職務の級とする。

(最高号給等の切替え等)

4 切替日の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額は、切替日の前日におけるその者の号給又は給料月額に対応する附則別表第二

一 級	自動車整備士、運転士、ボイラ技士又は現業主事の職務
二 級	主任の職務
三 級	現業主幹の職務
四 級	困難な業務を行う現業主幹の職務

の新号給等欄に定める号給又は給料月額とし、これらを受ける期間に通算されることとなる期間は、教育委員会が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

5 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間において、第一条の規定による改正前の現業職員の給与に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、教育委員会が定める職員の改正後の規則の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、教育委員会が定める。

(期間の通算)

6 職員の昭和六十一年一月一日における号給又は給料月額を受ける期間に通算されることとなる期間は、教育委員会が定める。

(給与の内払)

7 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

9 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(昭和五十二年一月鳥取県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

附則第八項中「特一等級」を「上位の職務の級」に改める。

附則第十項中「一等級」を「二級」に、「職務の等級」を「職務の級」に改め、「昭和五十一年九月三十日において一等級の最高の号給若しくは最高の号給を超える給料月額を受けている職員の同年十月一日以降における最初の昇給又は」を削る。

附則別表第一 職務の級への切替表(附則第三項関係)

旧 等 級	職 務 の 級
特 一 等 級	特 一 級
1 等 級	1 級
2 等 級	2 級
3 等 級	3 級

附則別表第二 最高号給等の切替表（附則第四項関係）

特 1 等 級		1 等 級		2 等 級		3 等 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
20号給	20号給	30号給	30号給	38号給	38号給	37号給	37号給
354,000 ^円	21号給	326,500 ^円	31号給	282,400 ^円	296,800 ^円	233,400 ^円	245,300 ^円
357,800	22号給	330,100	32号給	284,800	299,300	235,600	247,600
361,600	379,400 ^円	333,700	350,100 ^円	287,200	301,800	237,800	249,900
365,400	383,200	337,300	353,700	289,600	304,300	240,000	252,200

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年十二月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

鳥取県教育委員会規則第五号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「現業主幹」の下に「主任」を加える。

第三十三条第一項中「機関長」の下に「主任」を加える。

附 則

この規則は、昭和六十一年一月一日から施行する。